

意見書

平成 22 年 1 月 27 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうとちよだくうちさいわいちょう
住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

(ふりがな) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
氏名

代表取締役社長 和才 博美
(ふりがな) わさい ひろみ

電話番号

電子メールアドレス

「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2009年度）（案）に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案	意見
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の</p>	<p>イ 引き続き注視する事項</p> <p>【総務省案】</p> <p>(エ) ドコモショップをNTTドコモの顧客対応部門と同一とみなし、NTTドコモと同等の禁止行為規制の適用等を行うべきとの指摘(意見32)、家電量販店等において、OCNの優先的取扱いやフレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見33)について</p> <p>本件について、NTT東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTコミュニケーションズ」という。)は家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施しているとし、NTTドコモは販売代理店がNTTドコモの代理店契約とは別に、販売代理店自らの経営判断でNTT東西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し販売促進施策を実施しているとしており、当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していく。</p> <p>【意見】</p> <p>「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)の再意見の募集」に対する弊社意見において記載したところですが、弊社はNTT東西とは個別に家電量販店と代理店契約を締結しているとともに、他ISPも家電量販店と自由に代理店契約を締結しており、家電量販店に対する営業活動は各社とも独立して展開していると認識しています。一方、家電量販店における販売施策は家電量販店自らの判断で実施しているところであり、家電量販店を通じたNTT東西による各種販売施策については他ISPと当社とは全く同列の扱いであると認識しており、弊社インターネット接続サービス(OCN)の販売促進について、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <p>さらに、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」「(2008年2月18日総務省)」、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」「(2009年2月25日総務省)、及び今回意見募集が行なわれている「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2009年度)(案)」においても、『当該代理店の販売施策が「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するとの論拠は十分でない』との考え方が3年間にわたって総務省より示されており、本指摘事項について注視の必要はないと考えます。</p>

		<p>このように公正競争上の問題が確認されていないにもかかわらず、「引き続き注視する事項」と位置づけることは、潜在的な問題が内包されているような誤解を広く一般に招きかねず、結果として弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。</p> <p>従って、(エ)については、検証結果より削除すべきと考えます。</p>
--	--	--

検証結果案		意見
(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の	イ 引き続き注視する事項	<p>【総務省案】</p> <p>(キ) NTTコミュニケーションズがNTT再編成時に取得した加入者情報を活用したアウトバウンド営業を行っている不適切な事例が存在しているとの指摘(意見47)について</p> <p>NTTコミュニケーションズはアウトバウンド営業は、自社サービスの利用実績のある利用者に対して実施しているものであるとしているところであるが、NTT再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT再編成後にNTTコミュニケーションズの利用実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、「NTTの承継に関する基本方針」(九)に抵触する又は潜脱するおそれがある。NTTコミュニケーションズによる営業活動について引き続き注視していく。</p> <p>【意見】</p> <p>「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2009年度)の再意見の募集」に対する弊社意見で記載したとおり、弊社は、顧客情報の保持についてはNTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しております。</p> <p>また、弊社の利用実績がないお客さまに対して、NTT再編成時に引き継いだ加入者情報を用いたアウトバウンド営業を行っておりません。</p>